

令和3年 第9回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和3年9月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 令和3年9月10日 午前9時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 14名 ※ () 書きの委員は減員開催のため不参加
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 (8番委員 吉 野 拓 夫) 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 (12番委員 本 多 偉 男)
13番委員 本 多 通 治 (14番委員 原 澤 幸 好) 15番委員 原 澤 章
(16番委員 田 村 隆 司) 17番委員 内 海 美 津 江 (18番委員 高 宮 玉 江)
19番委員 高 橋 久 美 子
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事録署名委員
5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)
議案第42号 農地に該当しないことの証明願について
 - 協議事項・報告事項
(1)制限除外の農地等異動通知書について
(2)農地売買あっせん申出書について
 - その他
(1)農業振興地域整備計画書変更(令和2年度除外申請手続中の進捗)について
 - 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理星野敏雄開会を宣す。
顛 末
議 長 | 会長議長となり、議事録署名委員に5番廣田尚夫委員・6番石坂哲次委員を

指名し議事に入る。

続きまして、議事に移ります。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明いただきました。

番号1につきましては、継続審議の案件でございます。これについて、先ほど事務局より説明がありましたように、3条と5条連動しての形になりますので、審査、審議につきましては、議案第39号のときに一緒に審議をさせていただきます。

それでは、番号の2番、〇〇の件でございます。これにつきまして現地の確認調査を15番原澤章委員にお願いしてございますので、調査結果の報告をお願いいたします。

15番委員

15番、〇〇担当の原澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所は17号の〇〇から入る〇〇線の〇〇から〇〇に上ったすぐのところなんですけど、譲渡人の方が今まで耕作していたんですが、亡くなってしまって、その後、耕作をする方がいないということで、そこを譲渡したということらしいんですが、9月5日に申請人の〇〇さんと現地に行ってお話をしました。耕作意思ですが、間違いはないということでございます。耕作面積は、畑、田んぼを合わせると一町歩以上ありますので、何も問題はございません。その農地では主に野菜をやりたいと。そもそも隣は〇〇さんの畑で、面しておりますので、そのまま一緒に利用したいということでございます。特に周辺の農地には何の支障もないと思われまして、問題ありませんと思います。

以上で慎重審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま調査結果の報告をいただいたわけですが、今の案件に対しまして、委員の皆様の方から質問、あるいは意見、ありますでしょうか。

なければ、申請のとおり許可を決定したいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声）

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 そうしましたら、3ページをお開きください。
議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。
別紙記入事件、4件です。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、これより審議に移ります。
まず、番号1番、継続審議の〇〇のソーラー施設の建設に関わる案件でございますが、この件につきまして、8月末に業者さんが出て、説明を各全員いただければよかったんですけども、〇〇地区の地元の地区の委員さんを含めて説明をいただきました。それを含めて、地元の廣田委員のほうから調査結果等を含めて説明をお願いいたします。

5番委員 5番の廣田です。
農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。
大分前になりますが、6月7日、事前に現地を見てきました。それから、7月6日、〇〇とあと〇〇の〇〇さんと災害が起きた話をしました。昨年9月、災害がありました。〇〇の下の地域の〇〇というところで、〇〇付近で田んぼの水路や土手が破損をいたしました。それから、〇〇地域、〇〇に入る手前のところですね。そこに土砂崩れがありまして、県道がふさがって下の沢に土や土石や石が1mほどの石もありましたけれども、立米とすれば1,000立米以上、10m×10m×10m以上という状況でした。そうしたことがあり、こういうことになってはいます。
それで、一応、9月7日に自分の〇〇区で、〇〇公民館においていろいろ話をしました。これはその他の懸案事項で話をいたします。
それから、転用目的の確実性ですが、太陽光の支柱や箱型の電気設備やフェンスの支柱などの設置ということで、そういうことだと思います。申請面積は支柱等約122㎡で適当だと思います。周辺農地の営農状況への支障の有無ですけども、傾斜地により土砂崩れの可能性は考えられると思います。それから豪雨の場合、雨水がほかの雨水と合流して、下の田んぼの棚田のほうですね、このほうで田んぼの水路、土手が破損が考えられる。転用することによって生じる付近の農地、作物の被害防除措置の確認ですが、これは台風とか雷があるときは何とも言えません。
それで、その他の懸念事項ですが、みなかみユネスコエコパークとしては、みなかみ町の住民から見てもうちょっとダメージがあるんじゃないかと思います。また、みなかみ町以外の方も来たときに、あれなんていうことにもなるかなと思います。
それから、9月7日火曜日、〇〇公民館において事業内容説明会がありましたけれども、これは居住区である地元の方は大反対でした。これは〇〇は災害の多い地域ですので、例えば以下の実施してもらえれば、考慮の余地はあるという話で、1、災害、水害等発生時、県・町・企業で即修繕や対策をする、2、

人命被害が出ないようあらゆる対策をするように、3、〇〇区より〇〇の水路関係の要望を提出するので、即実施してくださいという要望が出ていました。

こうすることで、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件に関しましては、〇〇地区の委員さん方に8月の末に〇〇さん等の質疑、質問をさせていただいて、その時の要項も配布をさせていただいているかと思うんですが、この会議に出席をされなかった他の地区、〇〇、〇〇地区で本日出席をしている皆様にも、一応資料としては送付をさせていただいて、お読みいただいたかとは思いますが、この報告を含めて、そういうことを含めて、質問や意見等が委員さんのほうからありましたらお願いしたいと思うんですが。

特にございませんか。

(「はい」の声)

そうすれば、この件に関する全体、開発のっていうのも含めて、委員の皆さんのほうから質問あるいは意見をお受けしたいと思いますが、何かありませんか。

特にないようですので、先ほど地元の委員さんのほうからその他の件として災害に対する地元の要望等が上げられてございますので、それらの意見をつけたうえで県のほうに許可相当という形で上げますが、そういう通知・指導等も含めてよろしく願いますという形で、本件は県の方に送付したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、そういう形で地元から災害等を心配するということがございまして、そういった点を踏まえて十分また災害に関する部分、町としても早期な対応をお願いしたいといった要望入っていましたので、それらを含めて意見を付した上で県の方に送付していただくことにしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、番号2番、〇〇の〇〇、これにつきまして、1番、榑渕武重委員のほうに現地の確認調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

1番委員

1番の榑渕武重と言います。〇〇の担当になります。

これは5条案件でございまして、昨年度、多分、半分ずつに分かれての農振除外の現地確認だと思ったんですが、その中でそれを見ていただいて、特段そのときに特別にこれはというような意見もなく、それを経ての転用申請ということでございますので、私のほうから申し上げることは別にございません。以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件に関しまして、委員の皆様のほうから質問、あるいは意見がございましたら願います。

特にございませんか。

(「はい」の声)

ないようですので、許可相当という形で付して県の方に送付をさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そのようにさせていただきます。

続きまして、3番、〇〇字〇〇、〇〇さんの案件です。これにつきまして、2番の星野敏雄委員のほうに現地の確認と調査をお願いしてございます。結果の報告をお願いいたします。

2番委員

2番の〇〇地区を担当しております星野敏雄です。よろしく申し上げます。農地法5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は〇〇より1.3km南側、〇〇寄りで、県道〇〇線の右側になります。ちょっと入ったところの右側になります。

現地について、8月の下旬に現地調査を行ったんですが、現地は仮分譲ということで、木ぐいが打たれております。その後、9月2日に再度現地に行きまして見たところ、今度は本ぐいということで、本ぐいが打たれていました。その翌日に代理人である〇〇さんに確認いたしました。〇〇さんが休耕地の畑に戸建分譲地を造るという計画を立てております。転用目的の確実性についてですが、申請書、見積書、設計書、資金計画等は確認でき、許可が下りてから早めに着工したいということでございました。申請面積の妥当性ですが、申請面積は1,606㎡ということで、町のほうで協議がされているということでございます。町のほうの協議がされておりますので、適当であろうかと思えます。

それから、周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、現地は所有の農地であり、三方向が道路で囲まれております。一方向は宅地になっておりまして、支障はほとんどないものと思われまます。転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置についてですが、周辺に農地が存在していませんので、被害はないと思っております。

その他として、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございますでしょうか。

ないようですので、こちらにつきましては町の開発と併せて申請している形です。同時進行で進んでいると思いますが、農地法上としては許可相当という形で県のほうに意見を送付をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、4番、〇〇の転用についてですが、これにつきまして、5番の廣田委員に現地の確認調査をお願いしてございます。調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

場所的には〇〇の〇〇より北西へ直線で250mほどの〇〇の場所になります。9月5日日曜日現地を見てきました。現地は不耕作の畑状態になっており、道路は不耕作の田畑に囲まれていました。8日水曜日、電話で〇〇さんの住宅着工意思確認が取れました。

確実性ですが、申請書、設計書、見積書、融資等が確認でき、実行は確実と思います。

申請面積の妥当性ですが、329㎡であり、周辺の状況からも適当と思われます。また、3面は現地は道路、不耕作の田畑で囲まれ、連続がない農地で支障が発生する見込みはないと思われます。また、想定される被害等もないと思います。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議をお願いします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまご報告いただいたとおりでございますが、この件に関しまして、委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。

特にないようですので、この件につきましても許可相当という形で県のほうに申請を上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第40号 農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第40号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

畑の賃貸借の通年841㎡。利用権存続期間は10年、841㎡、合計は841㎡。貸し手は1戸、借り手も1戸でございます。

8ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この件に関しましては一覧表1件でございますが、委員の皆様の方から質問や意見、ございましたらお願いいたします。

ないようですので、ただいま説明をいただいたとおり承認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）でございます。

これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

9ページをお開きください。

議案第41号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めらる。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年3,128㎡、利用権存続期間は10年、3,128㎡、合計3,128㎡。貸し手は2戸、借り手は1戸でございます。

11ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明をいただいたとおり、この案件は〇〇で2件の案件でございます。これにつきまして、委員の皆様から質問や意見、ございましたらお願いいたします。

なければ、ただいま報告をいただいたとおり承認したいと思っております。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第42号 農地に該当しないことの証明願について、事務局のほうから説明願います。

事務局

そうしましたら、12ページをお開きください。

議案第42号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求めらる。

別紙調書に記載のとおりです。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

事務局から説明をいただいたところで、1番につきましては、先月の案件の中から1筆だけ記載漏れがあったということで、改めて掲載をした案件でございます。それから2番目につきましては、先ほど説明がありましたように昭和58年に国有林から払下げを受けてその後何年か耕作をしたという形で規模縮小の説明のあったとおり林道の奥にあってなかなか耕作が難しかったと思われます。阿部さんのほうで現地の確認はできてます？

特にしなかったですか。事務局のほうで説明をしていただいたとおり現地は……

- 10番委員 | 今回は随分山間部なんで、今回は現地確認はしておりません。なお、私の仕事の都合で昨年ですね、この場所は1回見ております。そのときには、何ていうんですか、畑の形跡はありますけれども、ほぼ山林になっていました。ですから、山林化というのは間違いないです。
- | 以上です。
- 議長 | ありがとうございます。
- | 今説明いただいたとおり航空写真の画像からもとても農地とは言えないような状況というようなことで、非農地証明の承認をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。
- | (「はい」の声)
- | じゃ、そのように非農地の証明を交付させていただきます。
- | 以上で議案のほうは終了させていただきます。
- | 続きまして、協議・報告事項に移ります。
- | 農地法第5条第1項の届出につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 | そうしましたら、15ページをお開きください。
- | 協議事項・報告事項(1)です。
- | 農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。
- | まずは、農地法第5条第1項第1号についてです。
- | ◇(議案書・番号1、朗読説明)
- | 続きまして、農地法第5条第1項第8号(農地法施行規則第53条第1項第5号)です。
- | ◇(議案書・番号1、朗読説明)
- | 以上、よろしくをお願いします。
- 議長 | 事務局より説明いただきました。
- | 委員の皆さんのほうから質問、あるいは意見ございましたらお願いいたします。
- | 特にないようですので、ただいま説明をいただいたとおりに書類の受理をさせていただきますと思います。よろしくをお願いいたします。
- | 続きまして、協議・報告事項の2、農用地の売渡あっせん申請書について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 | 16ページをお開きください。
- | 協議事項・報告事項(2)農地売買あっせん申出書についてです。
- | 次のとおり提出がありましたので報告いたします。
- | ◇(議案書・番号1、朗読説明)
- | 以上です。
- 議長 | ありがとうございます。
- | あっせんにつきましては、事務手続き等含めまして事務局より説明いただきました。今後この地元農業委員、それから推進委員さんを含めた中で進めていきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。
- | 以上で協議・報告事項を終わります。

続きまして、その他ですが、事務局のほうから何かございましたらお願いします。

事務局 そうすれば、ここに書いてあるとおり、令和2年度農業振興地域整備計画書変更についての手続中となっております2件について、進捗状況をご説明したいと思います。

◇（順次、進捗状況説明）

以上で令和2年度除外申請手続中の進捗状況の報告でございます。決定次第ですが、ご連絡したいと思います。

報告は以上です。

議長 その他、これ以外で何かございますか。
どうぞ、5番廣田委員どうぞ。

5番委員 今回、メガソーラーのような大きな物件がありましたけども、以前は会議のその他のところで事前に説明がありました。ある程度、そのときにマル・バツの方向が決まったので、そういう配慮がこれから必要だと思います。そうじゃないと、今回のようにぐだぐだの会議でちょっとマル・バツが発生しましたので、そういう配慮をお願いしたいと思います。

今日の議事録のコピーを後でちょっと郵送してもらおうというわけにはいきませんか。

事務局 議事録については、ご覧になった方もいらっしゃるかと思いますが、ちょっと時間がかかってしまうんですが、ホームページに公開させていただきます。また、議事録というのは、今回の説明会に当たっての議事録ということで、会議録のことでしょうかね。

5番委員 いや、太陽光の関係のところの議事録。

事務局 今回の審議のことですかね。この農業委員会、8回と9回の議事録ということですのでよろしいんですかね。

5番委員 そうですね。

事務局 そうすれば、いつも公開にはちょっと時間がかかったりしますんで、できるだけ早くにですね、出来上がり次第、皆さんに資料として送付はしたいと思いますので、準備のほうは進めたいと思います。

5番委員 あと、営農型メガソーラーの県に提出する書類があると思うんですけども、申請というんですかね。そのコピーを郵送は可能ですか。県に出す書類。

事務局 そのこのところの鑑なんですけれども、3条は許可証を農業委員長名で許可を出します。この審議によってですね。今回、5条の部分については、意見書として群馬県の方に提出させていただく形になります。その写しについては、公開する当たるかどうかというのは、ちょっとまた県のほうに確認させていた

だいて、お配りするかどうかというのをちょっと確認した上でお答えしたいと思いますが、閲覧等はさせていただきますので、準備ができ次第、まずはご覧になっていただいて、その後、どういうふうに関示するかというのはちょっと検討させていただいてご連絡したいと思います。

5番委員 お願いします。

議 長 よろしいですか。
そうすれば、この要望、言いたいこと終わって意見、事務局のほうでは処理よろしくお願ひしたいと思います。
そうすれば、以上で本日の議事、報告事項、全てこれで終了させていただきます。
ご協力いただいてありがとうございました。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理内海美津江閉会を宣す。

〔午前10時24分〕